

多様なデバイスにおけるフィルタリング提供義務のあり方について
—検討のポイント—

平成22年12月3日

藤川大祐

問題の所在と検討の方向性

■限界事例の出現

- スマートフォン等の公衆無線LANに接続可能な携帯電話端末や携帯電話回線の利用が可能なスレート型パーソナルコンピュータ等の多様なサービスが出現。
- こういったサービスの一部について、携帯電話インターネット接続役務として**法第17条の義務の対象となるか否か不分明な状態。**

(例:子どものスマートフォンにフィルタリングがかかっていると安心していたら、①家庭内無線LANや公衆無線LANを経由して問題のあるサイトに接続できてしまっていた。②ダウンロードしたアプリやブラウザを通じて問題のあるサイトに接続できてしまっていた。子どもが携帯用ゲーム機のブラウザ機能を通じて、問題のあるサイトに接続しているようだ。)

■端末機器の設定を要するフィルタリング方式の進展

- 携帯電話端末の高機能化等に伴い、端末機器の設定を要する方式(インストール方式や参照サーバ方式)が採用され始めている。
- 一方、**法は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者にのみフィルタリング提供義務を課し、端末製造事業者には義務を課しておらず、必ずしも携帯電話インターネット接続役務提供事業者のフィルタリング提供義務の履行が円滑に進められていないとの指摘。**

■「利用を条件として提供」の解釈

- 法第17条は携帯電話インターネット接続役務提供事業者に、「フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供」するよう義務づけているが、**具体的にどのような対応をとれば義務を果たしたのか不分明な状態。**
(例:子どものスマートフォンにフィルタリングをかけようとしたが、販売店では設定されず、設定手順書を渡された。設定を怠っていたところ、子どもが問題のあるサイトに接続していた。)

■検討の方向性

- ✓ 本WGは、「青少年のインターネット利用環境の整備のためのさらなる取組の在り方を検討」することとされており、**問題への対処は、単なる条文への当てはめではなく、法の趣旨に立ち返って「基本的な考え方」を確立した上での検討が必要ではないか。**
- ✓ 問題への対処は、**基本的には民間の自主的な取組を期待するが、法改正によって取組を推進することも検討する必要があるのではないか。**

基本的な考え方

★「基本的考え方」を以下のとおり確立し、これに沿って問題に対処すべきではないか。

■フィルタリング提供義務に軽重を設ける制度の維持

法は、青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響と事業者に対して必要以上の規制とならないこと等の事情を総合的に勘案し、サービスによってフィルタリング提供義務の軽重に差異を設けている。この点は現在も変化していないため、フィルタリング提供義務に軽重を設ける制度は維持すべきである。

■青少年への影響が重大なサービスへの確実なフィルタリング

青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が重大なサービスについては、サービス利用開始時にフィルタリングが確実にかかるようにすべきではないか。

■青少年への影響が重大なサービスのメルクマールの確立

青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が重大なサービスか否かのメルクマールは、以下の2点ともに満たすサービスとすべきではないか。

i) パーソナル性の高いサービス

青少年による利用が18歳以上の者に監督される蓋然性の低いサービス

ii) 青少年利用の多いサービス

青少年がこれを利用して青少年有害情報を閲覧する可能性が高いサービス

■技術中立性及び技術革新への柔軟性への留意

制度が、(例えばネットワーク・フィルタリングの進展を促進するなど)フィルタリング技術の進展を歪めることのないようにすべきではないか。また、技術革新に一定の柔軟性を持った制度とすべきではないか。

具体的な対応① フィルタリングの確実な提供

端末、ネットワーク、ブラウザに区分して、それぞれ青少年への影響が重大なサービスかどうかを判断すべきではないか。

★検討のポイント: パーソナル性が高いサービスか、青少年利用の多いサービスか

■ 端末

★パーソナル性が高く、青少年利用が多い端末はどれか。

携帯電話端末、スマートフォン、スレート型PC、モバイルPC、デスクトップPC、据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、テレビ受像器、データカード、モバイルWiMAXルータ 等

■ ネットワーク

★パーソナル性が高く、青少年利用が多いネットワークはどれか。

有線/無線、携帯電話ネットワーク(2G、3G、3.9G(LTE等))、公衆無線LAN、家庭内無線LAN 等

■ ブラウザ

★パーソナル性が高く、青少年利用が多いブラウザはどれか。

組み込み型(プリインストール)ブラウザ、事後的にダウンロードされたブラウザ、いわゆるアプリ 等

青少年への影響が重大な端末、ネットワーク及びブラウザを用いたサービスについては、サービス利用開始時にフィルタリングが確実にかかるようにすべきではないか。

具体的な対応② サービス開始時におけるフィルタリング実装の確保

携帯電話インターネット接続役務等の、青少年への影響が重大なサービスについては、サービス提供開始時に、フィルタリングが実装されている状態にしておくことが求められるのではないか。

例えば、

- ✓店頭で携帯電話端末等を利用者に手渡しした際に、フィルタリングが確実に実装されていることを求めるべきではないか。
- ✓フィルタリング実装にあたって、利用者に複雑な操作を要求することのないよう求めるべきではないか。

具体的な対応③ 関係者間の協力の推進

携帯電話インターネット接続役務提供事業者又はインターネット接続役務提供事業者と、端末機器メーカーの間の協力関係を推進する必要があるのではないか。

★検討のポイント: 技術中立性及び技術革新への柔軟性への留意

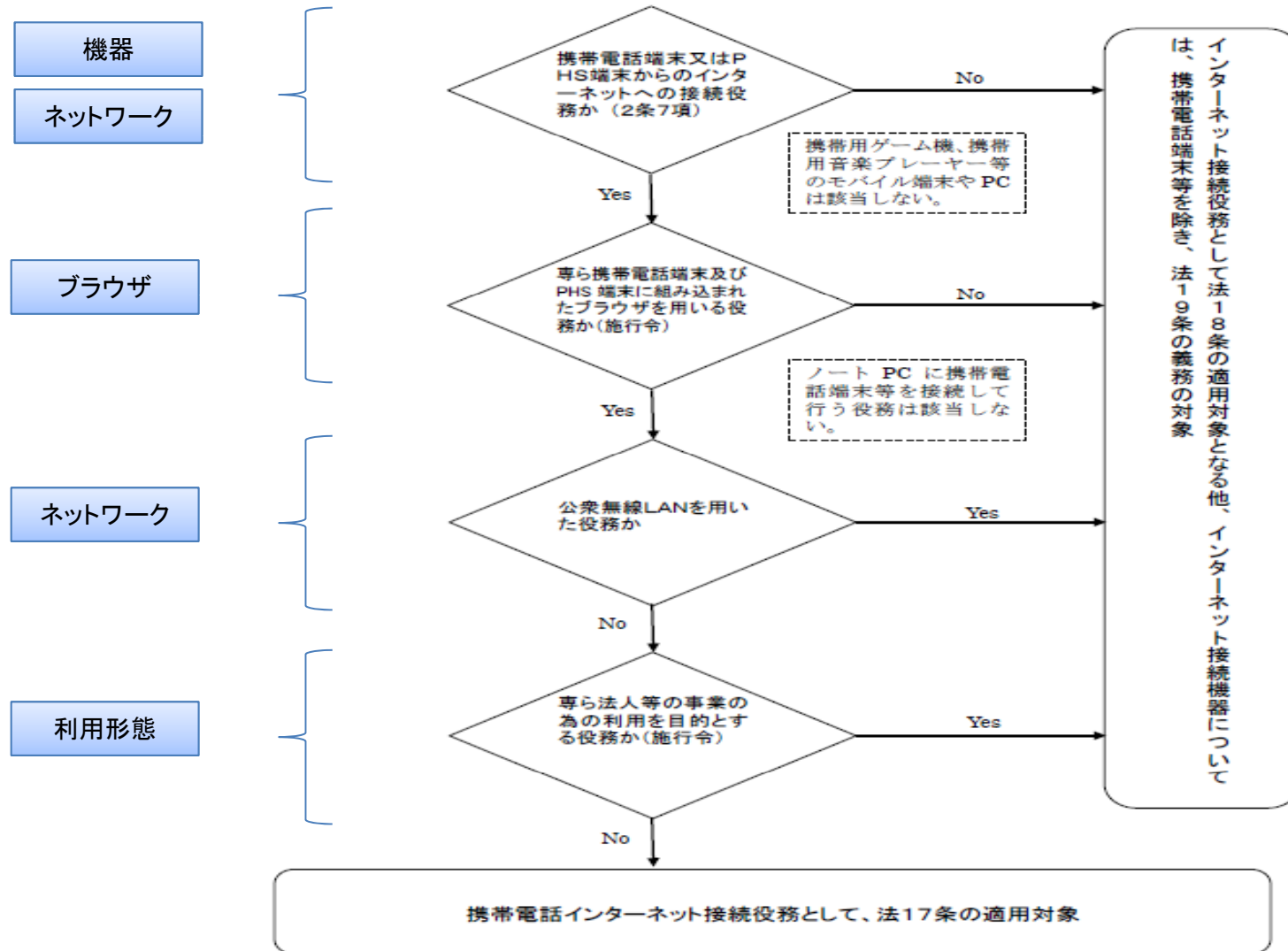
例えば、

- ✓サービスのリリース前に、携帯電話インターネット接続役務提供事業者又はインターネット接続役務提供事業者と端末機器メーカーで、フィルタリングサービスが確実に提供されることを確認するよう求めるべきではないか。
- ✓特に、(法において、端末機器メーカーには携帯電話端末及びPHS端末へのフィルタリング提供義務が課せられていないため) 端末機器メーカーに、携帯電話インターネット接続役務提供事業者への協力を求めるべきではないか。

参考：青少年インターネット環境整備法におけるフィルタリングサービス提供義務

対象	義務	
携帯電話インターネット接続役務提供事業者	原則提供	携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。(法17条)
インターネット接続役務提供事業者	求められたときに提供	インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。(法18条) ※「提供」とは、インターネット接続役務提供事業者が青少年有害情報フィルタリングサービスや青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを自ら提供・販売することに限られず、これらを提供・販売するサイトなどを紹介することも含む概念である。(条文解説)
インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者	利用を容易にする措置を講じた上で販売	インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。(法19条) ※ フィルタリングソフトウェアをインストールすることが容易な端末の製造事業者がとるべき方法としては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをインストールすることが例示されている。また、フィルタリングソフトウェアを組み込むことが難しい端末についても、プロキシサーバー設定機能を用いることによりフィルタリングサービスを受けたり、限られたサイト以外へのアクセスの際には保護者のパスワード入力を要求したりすることなどの措置を講ずることができることから、プロキシ設定に係るショートカットを活用しやすい場所に設置しておくなどの当該機能の活用を促す措置を講ずることにより、「その他の方法により青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置」を講じる義務を履行したものと解される。なお、販売時に、部品やソフトウェアの組合せを消費者の選択に応じてカスタマイズして販売する方式をとる場合等において、契約書に確認欄を設けるなど明示的に消費者にフィルタリングの利用の意思を確認し、利用を希望する場合には青少年有害情報フィルタリングサービスを提供し、希望しない場合には提供しないといった選択肢を用意する場合も、「その他の方法により青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置」を講じる義務を履行したものと解される。(条文解説)

参考:フィルタリング提供義務規定の適用にあたっての判断基準



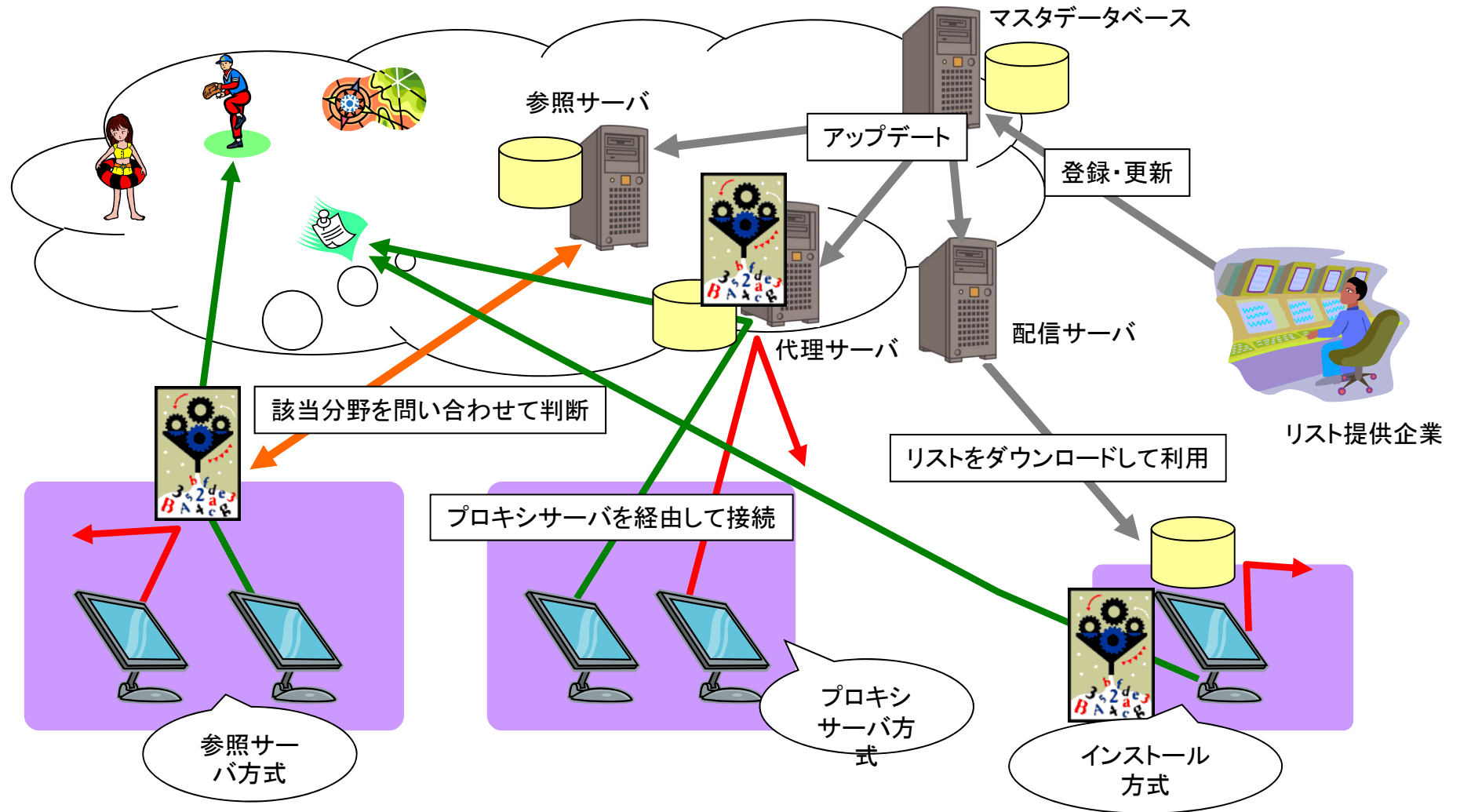
(出所:「保護者のためのフィルタリング研究会」総務省提出資料)

参考:フィルタリングの方式

	端末側に負荷 ←—————→ ネットワーク側に負荷			
方式	インストール方式	参照サーバ方式	プロキシ方式	パケットフィルタリング方式
説明	フィルタリング対象となるPC内に、通信を監視するソフトウェアを導入し、通信宛先となるURL情報を、同ソフトウェア内に保持したフィルタリング該当サイトリストと突合することでサイトへの通信を遮断する方式	フィルタリング対象となる機器内に、通信を監視するソフトウェアを導入し、通信宛先となるURL情報を、インターネット上の指定されたサーバ内に保持されたフィルタリング該当サイトリストと突合することで、サイトへの通信を遮断する方式	全ての通信をHTTPプロキシ経由で行わせることで、該当のHTTPプロキシにて通信の宛先となるURL情報をフィルタリング該当サイトリストと突合することでサイトへの通信を遮断する方式	通信パケットに含まれる宛先IPアドレスもしくはHTTPコンテンツ部に含まれるURL情報に基づいて通信を遮断する方式
代表的な機器/サービス	大部分のPC向け	<ul style="list-style-type: none"> ・一部のPC向け (ISPによるサービス) ・一部のスマートフォン向け 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部のPC向け (ISPによるサービス) ・大部分の携帯電話インターネット向け ・大部分のスマートフォン向け 	ごく一部のPC向け (ISPによるサービス)
利用者による端末機器の設定	ソフトのインストールが必要	ソフトのインストールが必要	原則不要	原則不要
端末機器への負荷	高	中	低	低
ISP等のサービス提供者への負荷	なし	中	高	非常に高

※上記は一般的な評価であり、全ての事例にあてはまるものではない。

参考:フィルタリングの方式



出所:保護者のためのフィルタリング研究会